

テーマ 1 所得税の学習にあたって

理論：重要度 ー

計算：重要度 ー

所得税は、私たち個人が一暦年間に稼いだ所得に対して課される国税で、納税者自身がその所得とその所得税額を計算して申告し納税する、申告納税方式の税金である。

税理士試験の所得税法は、理論問題（50点）と計算問題（50点）が出題されるが、その試験範囲は所得税法のみならず他の関係法令も含まれる。

そこで、所得税法の学習にあたって、学習範囲、納税義務者、基本原則などについて学習する。

◆ 本試験の出題形式

税理士試験の所得税法は、【第1問】理論問題（50点）と【第2問】計算問題（50点）が出題される。

第1問の理論問題は、一般的に応用問題1題と個別問題1題が出題される。

第2問の計算問題は、以前は総合計算問題が1題出題されていたが、最近では個別問題等も絡めて出題される。

【第1問】 理論問題（50点）

応用問題＋個別問題

【第2問】 計算問題（50点）

総合計算問題＋個別問題



このテーマの学習内容

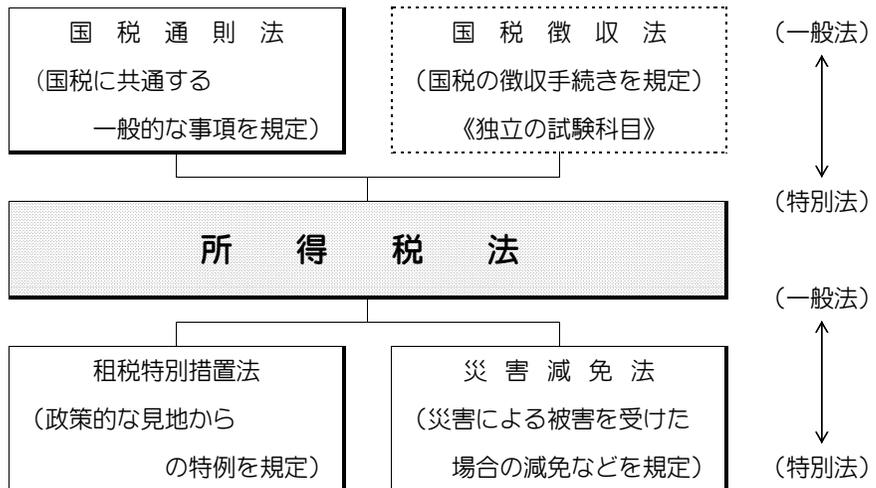
テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1-1	学習範囲及び他の法律との関係	No.1 第1回
1-2	所得税の納税義務者	No.1 第1回
1-3	所得税の基本原則	No.1 第1回

1-1 学習範囲及び他の法律との関係

1 所得税法の学習範囲

所得税法の学習範囲は、下図のとおり所得税法のみならず、国税通則法、国税徴収法、租税特別措置法及び災害減免法等に定める関係事項も含まれる。

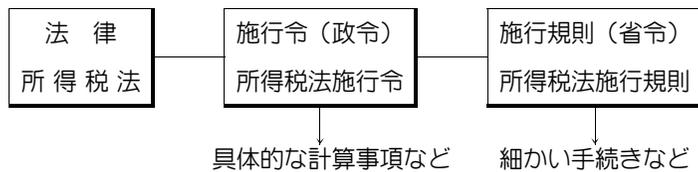
但し、税理士試験において、国税徴収法は独立の試験科目とされているため、試験範囲からは除かれる。



2 法律構成

他の税法と同様に、所得税法には施行令と施行規則が付属しており、一体となつて一つの体系をなしている。

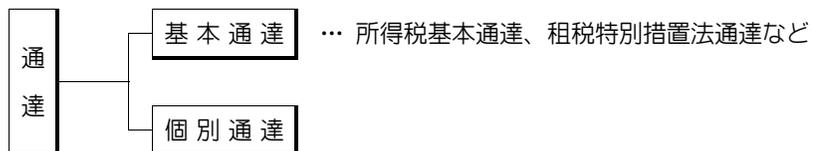
これは、所得税に関する事項をすべて所得税法で規定することは技術的に困難であるため、重要事項は所得税法で規定し、具体的な計算方法などの技術的・専門的
事項や細かい手続きの様式などは施行令・施行規則で定めている。



3 通達

通達は、租税関係法令の具体的な解釈指針である。これは、税務官庁が法令の解釈による取扱いを統一すべく定めているものであるが、法律ではないため、これに納税者が直接拘束されるわけではない。

なお、通達は計算問題の答案作成上は重要であるが、理論問題の答案作成上は考慮する必要はない。



 **参 考** 所得税法と他の法律との関係

1 所得税法と国税通則法との関係

所得税法は、所得税の納税義務の成立・確定・納付などに関して規定しているが、国税通則法は所得税法、法人税法などの各税法に共通する事項、あるいは税に関する一般的な事項（期間・期限など）を規定している。

2 所得税法と租税特別措置法との関係

租税特別措置法は、所得税法のほか、法人税法、相続税法など、各税法の特例を定めている。所得税法について言えば、課税標準の計算及び税額の計算について政策的観点から極めて多くの特例を定めている。

3 所得税法と災害減免法との関係

災害により住宅又は家財に甚大な被害を受けた場合には、所得税法の規定による雑損控除のほか、災害減免法による所得税の軽減、免除が規定されており、そのいずれの適用を受けるかは、納税義務者の選択にまかされている。

また、災害を受けた場合の予定納税額の減額申請、給与、報酬又は料金の源泉徴収の猶予、還付などについても災害減免法で規定している。

<メ モ>

1-2 所得税の納税義務者

1 納税義務者の種類

所得税は所得のある個人に対して課税することを原則とするが、所得税では、個人を次のように区別して課税することになっている。

居住者	国内に住所を有し、又は、現在まで引続いて1年以上居所を有する個人	非永住者以外	非永住者以外の居住者
		非永住者	日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人
非居住者	居住者以外の個人		
<p>(注1) 住所とは、各人の生活の本拠をいう。</p> <p>(注2) 居所とは、住所以外の場所で、相当期間継続して居住する場所をいう。</p>			

※ 私たちは日本に住所があることから居住者に該当するが、外国人でも日本に1年以上住んでいれば、私たちと同様に居住者に該当する。

2 課税所得の範囲

所得税が課税される所得の範囲は、納税義務者の種類ごとに異なる。

1. 非永住者以外の居住者（全ての所得）

国内源泉所得	国外源泉所得
--------	--------

2. 非永住者

国内源泉所得	国内で支払 国外から送金	
--------	-----------------	--

3. 非居住者

国内源泉所得	
--------	--

※ 国内源泉所得とは、国内で稼いだ所得をいう。

※ 私たちは非永住者以外の居住者に該当し、国内外を問わず全ての所得に対して所得税が課税される。

1-3 所得税の基本原則

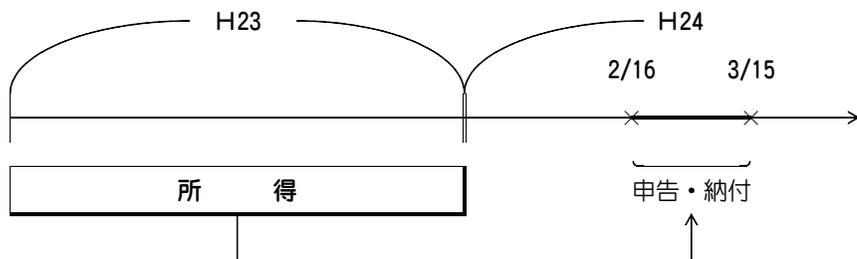
1 個人単位課税の原則（課税単位）

所得税は、所得を稼得した個人1人1人に対して課税する、個人単位課税を原則とする。

2 暦年単位課税の原則（課税期間）

所得税は、一暦年間（その年の1月1日から12月31日までの期間）を課税期間とする、暦年単位課税を原則とする。

※ 個人は、法人のような事業年度（会計年度）を定めることはできない。



3 応能負担の原則

所得税は、各個人の担税力（税金を負担する能力）に応じた課税を行うことを原則とする。

※ 代表的なものとして、次のようなものがある。

(1) **質的担税力の考慮**

個人の稼得した所得は、10種類の各種所得に分類して、その性質に見合った所得計算をする。

(2) **量的担税力の考慮**

10種類の各種所得は、原則として総合し、超過累進税率により税額を計算する。

(3) **生活面での個人的事情の考慮**

けがや病気などによる医療費の支出、家族を養っているなどといった生活面の事情も考慮しながら計算する。

<メ モ>

テーマ 2 所得税の計算体系

理論：重要度 一

計算：重要度 ★★★

所得税は、個人の所得に対する租税であるが、所得税法には所得税の課税対象となる所得の概念を定めた規定はない。一般的には「個人に帰属するすべての経済的利益」と解されているが、一定の趣旨から非課税とされる所得があるため、それらを除外した課税対象所得を基に所得税の額を計算することとなる。

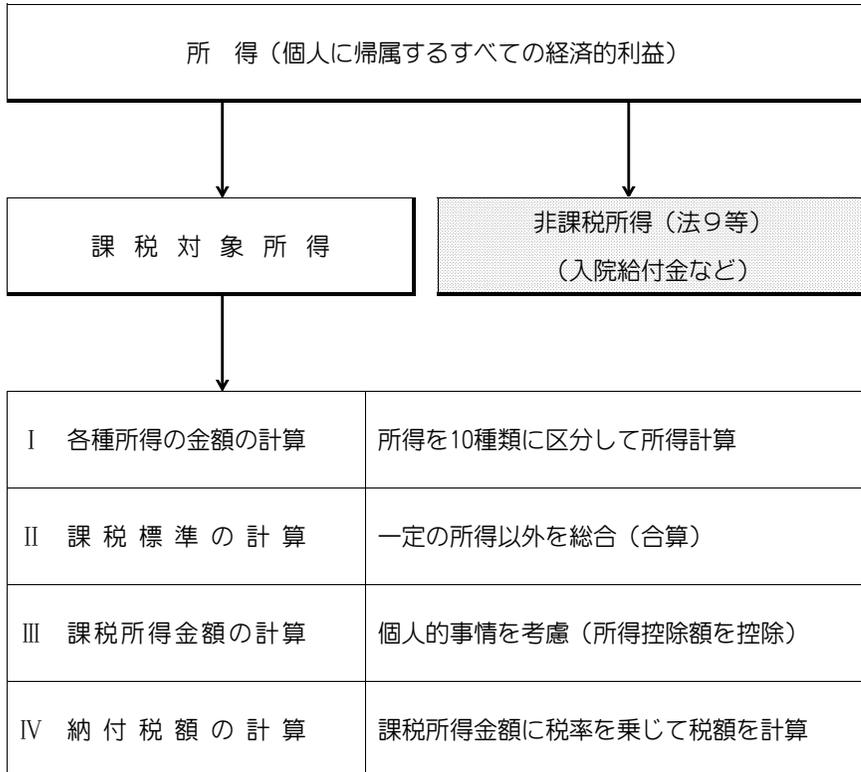
なお、所得税の額は、質的担税力や量的担税力、さらには個人的事情を考慮するため4つの段階を経て計算することとしている。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2-1	所得税の計算体系	No.1 第1回
2-2	第1段階 各種所得の金額	No.1 第1回
2-3	第2段階 課税標準	No.1 第1回
2-4	第3段階 課税所得金額	No.1 第1回
2-5	第4段階 納付税額	No.1 第1回

2-1 所得税の計算体系

■ 所得税の計算体系（法21）



※ 所得税は、個人が稼いだ所得に対して課税される税金であるが、一定の趣旨から非課税とされる所得があるため、それらを除外したものが課税対象所得となる。

<メ モ>

2-2 第1段階 各種所得の金額

■ 各種所得の金額の計算

所得を次の10種類の各種所得に区分し、それぞれ定められた計算方法により、所得の金額を計算する。

1. 利子所得

銀行預金の利子、公社債の利子などに係る所得

2. 配当所得

配当金などに係る所得

3. 不動産所得

不動産の貸付けに係る所得（地代、家賃など）

4. 事業所得

小売業など、商売に係る所得

5. 給与所得

給料手当や賞与などに係る所得

6. 退職所得

退職一時金などに係る所得

7. 山林所得

保有期間が5年を超える山林（松、杉などの立木）の譲渡に係る所得

※ 保有期間とは、取得日から譲渡日までの期間をいう。

8. 譲渡所得

資産（絵画、骨とう品など）の譲渡による所得

※ 譲渡所得は、譲渡資産の保有期間により、次のように区分する。

保有期間5年以下の資産の譲渡 ⇨ 総合短期
保有期間5年超の資産の譲渡 ⇨ 総合長期

◆ 「総合短期」と「総合長期」は、課税標準の計算の取扱いが異なることから合計しない。

9. 一時所得

クイズの賞金、懸賞の当選金品、競馬の馬券の払戻金などに係る所得

10. 雑所得

雑所得は、「公的年金等」と「その他」に区分される。

(1) 公的年金等

国民年金、厚生年金、退職年金などに係る所得

(2) その他

友人に対する貸付金の利子などに係る所得

◆ 「公的年金等」と「その他」に区分して計算し、その合計額が雑所得の金額となる。

設例

次の資料に基づき、居住者甲の本年（平成23年）分の各種所得の金額を計算しなさい。

〔資料〕 甲の本年中の所得の資料

(1) 株式の配当金に係る所得	230,000円
(2) アパートの貸付に係る所得	3,000,000円
(3) 物品販売業に係る所得	9,000,000円
(4) 給料及び賞与に係る所得	3,600,000円
(5) 退職一時金に係る所得	4,000,000円
(6) 保有期間5年超の山林の譲渡に係る所得	6,000,000円
(7) 保有期間5年以下の絵画の譲渡に係る所得	200,000円
(8) 保有期間5年超の骨とう品の譲渡に係る所得	700,000円
(9) クイズの賞金に係る所得	400,000円
(10) 厚生年金に係る所得	530,000円
(11) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	70,000円

1 各種所得の金額

摘要	金額	計算過程 (単位:円)
配当所得		
不動産所得		
事業所得		
給与所得		
退職所得		
山林所得		
譲渡所得 (総合短期) (総合長期)		
一時所得		
雑所得		1 公的年金等 2 その他 3 1 + 2 =


解説

譲渡所得は、総合短期と総合長期に区分したまま記入するが、雑所得は、公的年金等とその他に区分して計算した後に両者を合計する。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 当 所 得	230,000	
不 動 産 所 得	3,000,000	
事 業 所 得	9,000,000	
給 与 所 得	3,600,000	
退 職 所 得	4,000,000	
山 林 所 得	6,000,000	
譲 渡 所 得 (総合短期)	200,000	
(総合長期)	700,000	
一 時 所 得	400,000	
雑 所 得	600,000	1 公的年金等 530,000 2 その他 70,000 3 1 + 2 = 600,000


トレーニング 問題 1

 **参 考** 各種所得の金額の計算方法（詳細は後日学習）

各種所得	各種所得の金額の計算
利子所得	収入金額
配当所得	収入金額 - 負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事業所得	総収入金額 - 必要経費
給与所得	収入金額 - 給与所得控除額
退職所得	$(収入金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$
山林所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
譲渡所得	総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額
一時所得	総収入金額 - 支出した金額 - 特別控除額
雑所得	1. 公的年金等 収入金額 - 公的年金等控除額 2. その他 総収入金額 - 必要経費 3. 1 + 2 = ×××

<メ モ>

2-3 第2段階 課税標準

■ 課税標準の計算

(1) 総所得金額

第1段階で10種類に区分した各種所得の金額のうち、山林所得の金額と退職所得の金額以外のものを総合（合算）し、『総所得金額』を計算する。

その際、**総合長期譲渡所得の金額**と**一時所得の金額**は、**2分の1**する。

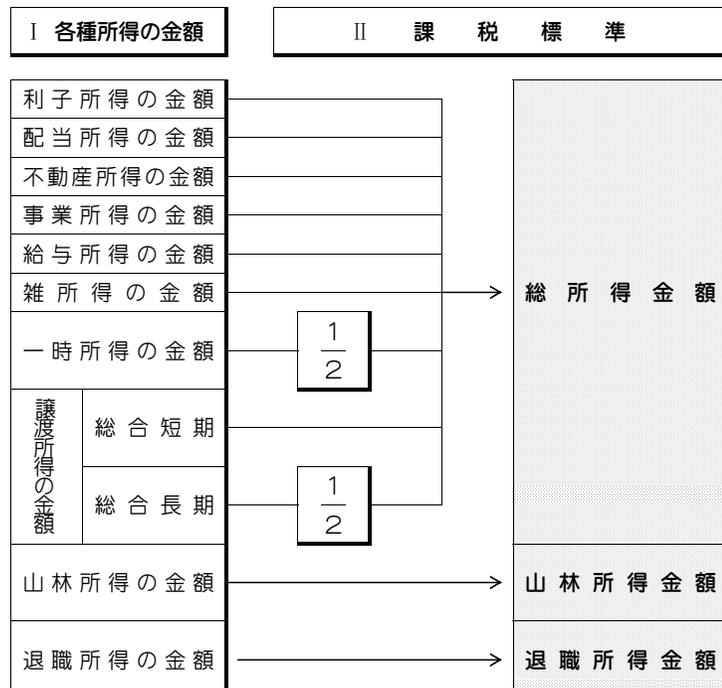
$$\begin{aligned} & \text{利子所得} + \text{配当所得} + \text{不動産所得} + \text{事業所得} + \text{給与所得} + \text{雑所得} \\ & + \text{総合短期譲渡所得} + \left(\text{総合長期譲渡所得} + \text{一時所得} \right) \times \frac{1}{2} \end{aligned}$$

(2) 山林所得金額

山林所得の金額は、『山林所得金額』という課税標準となる。

(3) 退職所得金額

退職所得の金額は、『退職所得金額』という課税標準となる。



設例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

[資料] 甲の本年分の各種所得の金額

(1) 配当所得の金額	230,000円	(7) 譲渡所得の金額	
(2) 不動産所得の金額	3,000,000円	(総合短期)	200,000円
(3) 事業所得の金額	9,000,000円	(総合長期)	700,000円
(4) 給与所得の金額	3,600,000円	(8) 一時所得の金額	400,000円
(5) 退職所得の金額	4,000,000円	(9) 雑所得の金額	600,000円
(6) 山林所得の金額	6,000,000円		

II 課税標準

摘要	金額	計算過程 (単位:円)
総所得金額		
山林所得金額		
退職所得金額		
合計		

解説

- 山林所得と退職所得以外の各種所得の金額を総合し、「総所得金額」を計算する。
なお、総合長期譲渡所得と一時所得は、2分の1後の金額を総合する。
- 山林所得は「山林所得金額」、退職所得は「退職所得金額」という課税標準となることから、金額をそのまま転記すればよい。
- 課税標準は、所得控除額の控除順序を意識し、「総所得金額」、「山林所得金額」、「退職所得金額」の順に解答する。

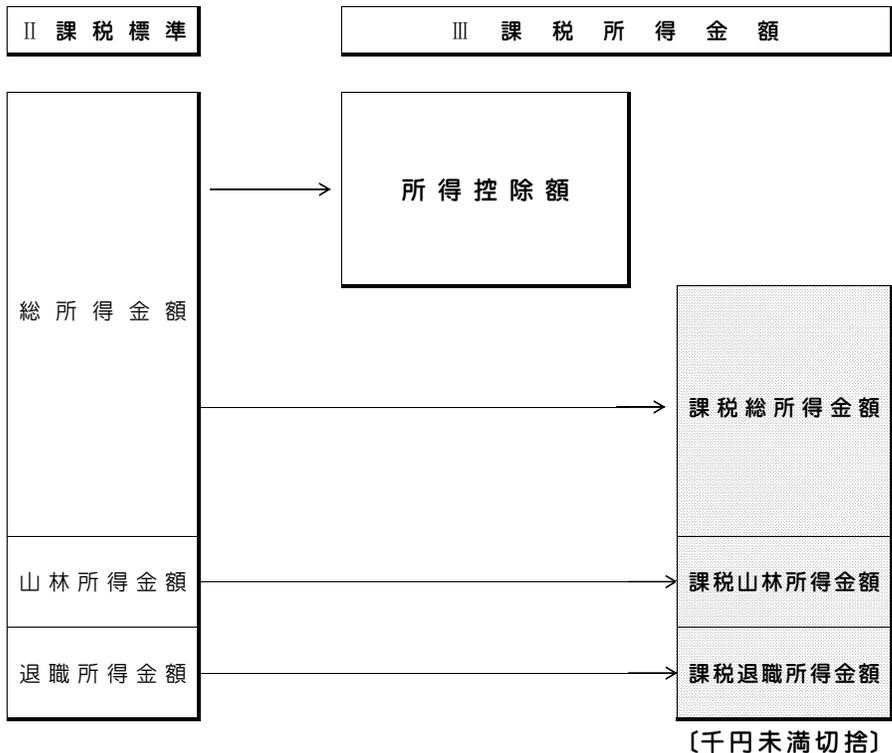
II 課税標準

摘要	金額	計算過程 (単位:円)
総所得金額	17,180,000	$230,000 + 3,000,000 + 9,000,000 + 3,600,000 + 200,000$ $+ 600,000 + (700,000 + 400,000) \times \frac{1}{2} = 17,180,000$
山林所得金額	6,000,000	
退職所得金額	4,000,000	
合計	27,180,000	

2-4 第3段階 課税所得金額

■ 課税所得金額の計算

- (1) 課税所得金額の計算では、課税標準から所得控除額を控除する。
なお、所得控除額は、**まず総所得金額から控除**し、控除しきれない部分の金額は、山林所得金額及び退職所得金額から順次控除する。
- (2) 課税所得金額の名称は次のとおりである。
- ① 総所得金額 ⇨ 課税総所得金額
 - ② 山林所得金額 ⇨ 課税山林所得金額
 - ③ 退職所得金額 ⇨ 課税退職所得金額
- (3) 各課税所得金額に税率を適用するため、国税通則法により、各課税所得金額の千円未満の端数を切捨てる。



設例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

[資料]

1. 甲の本年分の課税標準
 - (1) 総所得金額 17,180,000円
 - (2) 山林所得金額 6,000,000円
 - (3) 退職所得金額 4,000,000円
2. 甲の本年分の所得控除額 2,890,280円

Ⅲ 課税所得金額

摘要	金額	計算過程 (単位:円)
課税総所得金額		
課税山林所得金額		
課税退職所得金額		

解説

- (1) 総所得金額から所得控除額を控除して「課税総所得金額」を計算する。
- (2) 山林所得金額は、「課税山林所得金額」、退職所得金額は、「課税退職所得金額」という課税所得金額となることから、金額をそのまま転記すればよい。
- (3) 各課税所得金額に千円未満の端数がある場合には切捨てる。
- (4) 『千円未満切捨』のコメントを記入する。

Ⅲ 課税所得金額

摘要	金額	計算過程 (単位:円)
課税総所得金額	14,289,000	$17,180,000 - 2,890,280 = 14,289,000$
課税山林所得金額	6,000,000	
課税退職所得金額	4,000,000	[千円未満切捨]

トレーニング 問題4・5

 **参 考** 14種類の所得控除（詳細は後日学習）

所得控除の種類	控除額の概要
雑 損 控 除	損失額－課税標準の合計額×10%
医 療 費 控 除	支出額－10万円
社 会 保 険 料 控 除	全額
小規模企業共済等掛金控除	全額
生 命 保 険 料 控 除	最高10万円(一般分5万円、個人年金分5万円)
地 震 保 険 料 控 除	支出額(最高5万円)
寄 附 金 控 除	支出額－2千円
障 害 者 控 除	27万円(特別障害者は40万円又は75万円)
寡 婦 (寡 夫) 控 除	27万円(一定の場合35万円)
勤 労 学 生 控 除	27万円
配 偶 者 控 除	原則38万円
配 偶 者 特 別 控 除	最高38万円
扶 養 控 除	1人あたり原則38万円
基 礎 控 除	38万円

<メ モ>

2-5 第4段階 納付税額

1 納付税額の計算

納付すべき所得税額は、次の順序で計算する。

(1) 算出税額

- ① 課税総所得金額 ⇨ 速算表『超過累進税率』による
- ② 課税山林所得金額 ⇨ 5分5乗方式による
- ③ 課税退職所得金額 ⇨ 速算表『超過累進税率』による

(2) 税額控除額

配当控除など

(3) 源泉徴収税額

配当金や給料などの支払の際に天引きされた源泉徴収税額（前払税額）

(4) 申告納税額

$$(1)-(2)-(3) = \times \times \times \text{（百円未満切捨）}$$

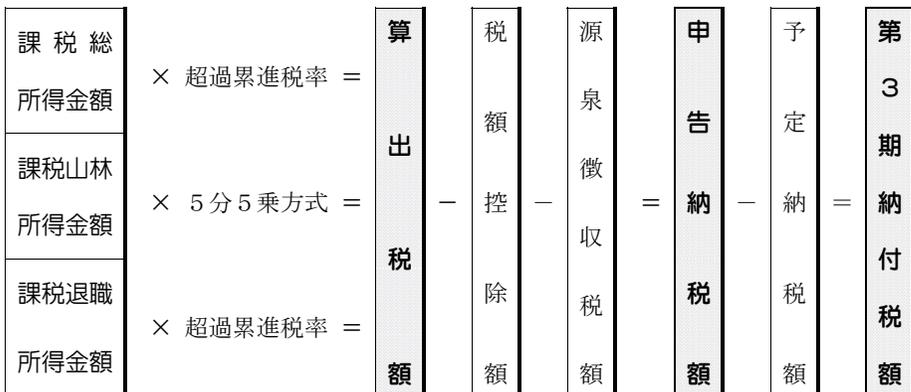
(5) 予定納税額

7月と11月に納付した予定納税額（前払税額）

(6) 第3期納付税額（確定申告で納付すべき所得税額）

$$(4)-(5) = \times \times \times$$

IV 納 付 税 額



（百円未満切捨）

〔例 示〕

① 算出税額	900,000円
② 配当控除額	20,000円
③ 源泉徴収税額	63,620円
④ 予定納税額	200,000円

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	900,000	
配当控除額	△ 20,000	
源泉徴収税額	△ 63,620	
申告納税額	816,300	[百円未満切捨]
予定納税額	△ 200,000	
第3期納付税額	616,300	

※ 解答に当たって、『△』は示す必要はない。

2 算出税額

(1) 課税総所得金額

$$\text{課税総所得金額} \times \text{超過累進税率} = \text{税額}$$

(2) 課税山林所得金額 ⇨ 5分5乗方式

$$\textcircled{1} \quad \text{課税山林所得金額} \times \frac{1}{5} = [A]$$

$$\textcircled{2} \quad [A] \times \text{超過累進税率} = [B]$$

$$\textcircled{3} \quad [B] \times 5 = \text{税額}$$

(3) 課税退職所得金額

$$\text{課税退職所得金額} \times \text{超過累進税率} = \text{税額}$$

(4) (1) + (2) + (3) = 算出税額

◆ 速算表 (超過累進税率)

課税総所得金額等	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	－円
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円

◆ 速算表は、参考資料で与えられる。

■ 速算表の使い方

(1) 課税総所得金額及び課税退職所得金額

各課税所得金額に速算表の税率を乗じた金額から、控除額を控除する。

(2) 課税山林所得金額

- ① 課税山林所得金額を5分の1する（÷5でもよい）。
 - ◆ 5分の1後に千円未満の端数があっても切り捨てない。
- ② ①の金額に速算表の税率を乗じた金額から、控除額を控除する。
- ③ ②の金額を5倍する。

【例 示】

(1) 課税総所得金額 20,000,000円

$$20,000,000円 \times 40\% - 2,796,000円 = 5,204,000円$$

(2) 課税山林所得金額 36,000,000円

$$\textcircled{1} \quad 36,000,000円 \times \frac{1}{5} = 7,200,000円$$

$$\textcircled{2} \quad 7,200,000円 \times 23\% - 636,000円 = 1,020,000円$$

$$\textcircled{3} \quad 1,020,000円 \times 5 = 5,100,000円$$

※ ②と③は、次のように、まとめてもよい。

$$(7,200,000円 \times 23\% - 636,000円) \times 5 = 5,100,000円$$

(3) 課税退職所得金額 1,000,000円

$$1,000,000円 \times 5\% = 50,000円$$

3 税額控除額

税額控除には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除などがある。

4 源泉徴収税額

配当金や給料などの支払を受ける場合には、あらかじめ所得税が天引きされることとなっている。

この天引きされる所得税を**源泉徴収税額**という。

源泉徴収税額は**前払税額**であって、適正な税額ではない。

したがって、源泉徴収税額控除前の金額（**税込金額**）を基礎に所得を計算し、その年分の算出税額から**源泉徴収税額**を控除（**精算**）し、納付すべき所得税の額を計算する。

〔例 示〕

配当金の手取額 800,000円（源泉徴収税額 200,000円）

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配当所得	1,000,000	800,000 + 200,000 = 1,000,000

・
・
・

IV 納付税額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算出税額	×××	
配当控除額	△ ×××	
源泉徴収税額	△ 200,000	←
申告納税額	×××	[百円未満切捨]

5 申告納税額

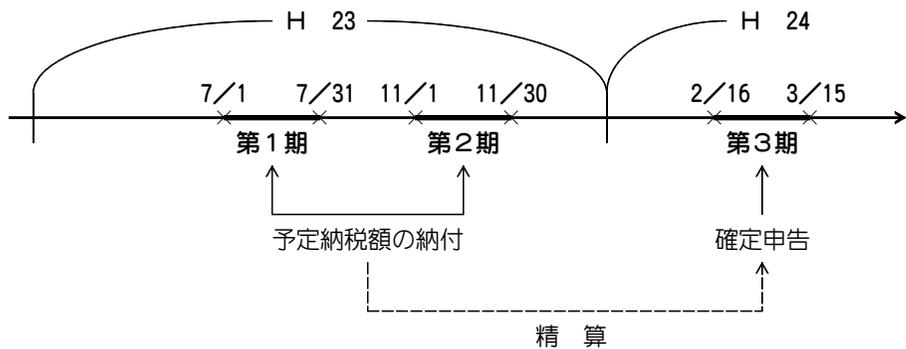
算出税額から税額控除額（配当控除額など）及び源泉徴収税額を控除して申告納税額を計算する。

※ 申告納税額が黒字で百円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

6 予定納税額

前年分の所得税を申告した者のうち一定の者は、7月（第1期）と11月（第2期）に所得税を前払（予定納税）しなければならないこととされている。

この前払税額を予定納税額といい、確定申告の際に精算（控除）する。



設例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の第3期納付税額を計算しなさい。

[資料]

1. 課税所得金額	
(1) 課税総所得金額	14,289,000円
(2) 課税山林所得金額	6,000,000円
(3) 課税退職所得金額	4,000,000円
2. 配当控除額	11,500円
3. 源泉徴収税額	46,150円
4. 予定納税額	520,000円

[参考]

速算表

課税総所得金額等	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	－円
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円

IV 納付税額

摘要	金額	計算過程 (単位:円)
算出税額		
配当控除額		
源泉徴収税額		
申告納税額		
予定納税額		
第3期納付税額		


解説

- (1) 各課税所得金額に税率を乗じて算出税額を計算する。
- (2) 算出税額から配当控除額（税額控除額）及び源泉徴収税額を控除して申告納税額を計算する。

なお、申告納税額が黒字で百円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

- (3) 申告納税額から予定納税額を控除して第3期納付税額を計算する。

IV 納付税額

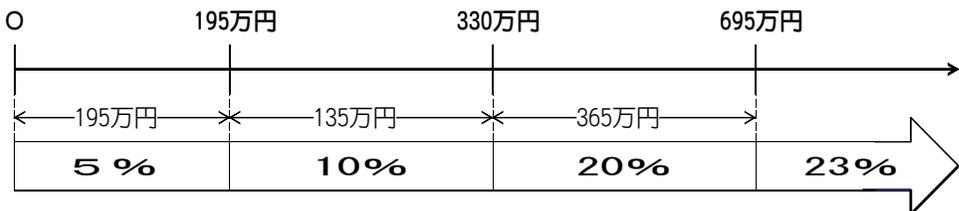
摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	3,851,870	(1) 課税総所得金額の税額 $14,289,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,179,370$ (2) 課税山林所得金額の税額 $6,000,000 \times \frac{1}{5} = 1,200,000$ $1,200,000 \times 5\% = 60,000$ $60,000 \times 5 = 300,000$ (3) 課税退職所得金額の税額 $4,000,000 \times 20\% - 427,500 = 372,500$ (4) (1)+(2)+(3)=3,851,870
配当控除額	11,500	
源泉徴収税額	46,150	
申告納税額	3,794,200	[百円未満切捨]
予定納税額	520,000	
第3期納付税額	3,274,200	


トレーニング 問題6～8

 **参 考** 超過累進税率の考え方

超過累進税率は、法89において次のように規定されている。

課税総所得金額等の金額	税率
195万円以下の金額	5%
195万円を超え330万円以下の部分の金額	10%
330万円を超え695万円以下の部分の金額	20%
695万円を超え900万円以下の部分の金額	23%
900万円を超え1,800万円以下の部分の金額	33%
1,800万円を超える部分の金額	40%



【例 示】

課税総所得金額が 6,000,000円の場合

【条文上】

- (1) $1,950,000円 \times 5\% = 97,500円$ (195万円までの部分は5%)
- (2) $1,350,000円 \times 10\% = 135,000円$ (195万円から330万円までの部分は10%)
- (3) $2,700,000円 \times 20\% = 540,000円$ (330万円から600万円までの部分は20%)
- (4) $(1)+(2)+(3) = 772,500円$

600万円のうち195万円までは5%、195万円から330万円までの135万円が10%、330万円超部分の270万円が20%で、段階的に税率が高くなる仕組みである。

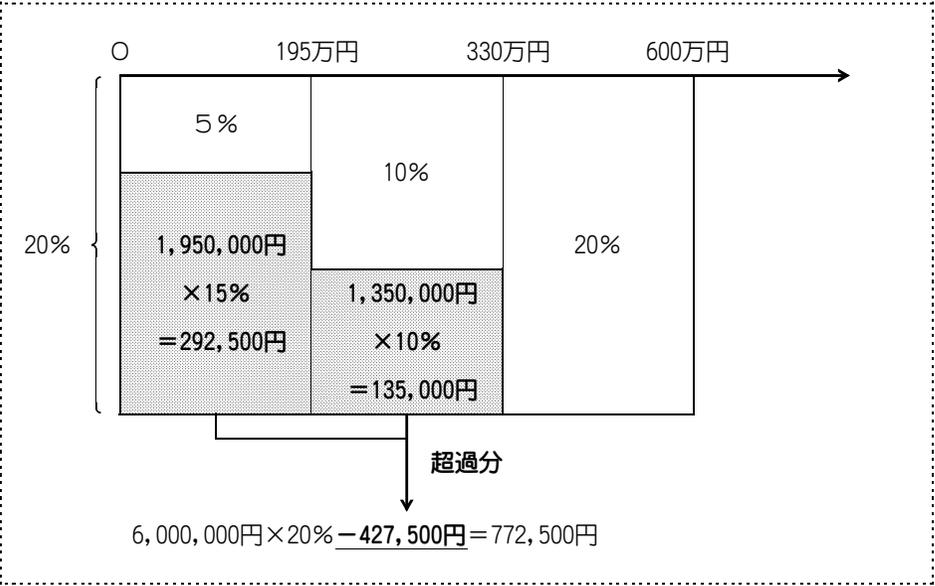
【速算表】

$$6,000,000円 \times 20\% - \underline{427,500円} = 772,500円$$



- | |
|--|
| (1) $1,950,000円 \times (20\% - 5\%) = 292,500円$ |
| (2) $1,350,000円 \times (20\% - 10\%) = 135,000円$ |
| (3) $(1)+(2) = 427,500円$ |

〔図 解〕 速算表による場合



📌 今回のポイント

- テーマ1 所得税の学習にあたって
オリエンテーション的な内容ですので、ひとつお確認するだけで結構です。

- テーマ2 所得税の計算体系
 1. 各種所得の金額
 - (1) 所得名称・例示
暗記
 - (2) 譲渡所得
『総合短期』と『総合長期』は合計しない。
 - (3) 雑所得
『公的年金等』と『その他』は合計する。
 2. 課税標準
 - (1) 山林所得・退職所得は合算しない。
 - (2) 総合長期・一時所得は2分の1
 - (3) 各課税標準の名称
暗記
 3. 課税所得金額
 - (1) 所得控除額
まず総所得金額から控除
 - (2) 端数処理（千円未満切捨）
コメントも忘れずに！
 - (3) 各課税所得金額の名称
暗記
 4. 納付税額
 - (1) 各課税所得金額の税額の計算方法
暗記
 - (2) 納付税額の計算の順序
算出税額 - ① 税額控除額 - ② 源泉徴収税額 (= 申告納税額) - ③ 予定納税額
 - (3) 申告納税額の端数処理（百円未満切捨）
コメントも忘れずに！